

## イノベーション競争と独禁政策：合併規制に焦点を合わせて(要旨)

本研究では、イノベーション競争(研究開発競争)に対する独禁政策の今後の検討に資するために、以下の3つの基礎的研究に取り組んでいる。第一に、第1章と第2章では主に米国を中心とした合併審査実務の把握を試みた。特に、研究開発への悪影響がDOJ/FTC等によって合併効果として指摘されたケースの分類とその分析を行うとともに、どのような情報を収集し分析を行っているかを調べるために、欧米独禁当局を訪問して行ったインタビュー調査を取りまとめている。第二に、第3章では米国におけるイノベーション競争と合併の法理論の展開のサーベイを行っている。第三に、第4章では、特許のマイクロデータを利用した合併のイノベーション効果のケース調査を行っている。

得られた知見の概要は以下のとおりである。米国の独禁当局が合併による研究開発への悪影響について言及した事例は最近では全体の約4分の1にもなっているが、そのほとんどは、研究開発と製造販売の両方への悪影響に言及がなされているものであった。欧州の企業結合実務においては、合併が研究開発に与える影響を検討した事例は少ない。合併とイノベーション競争に関する法理論上の議論についてサーベイした結果、イノベーション競争への影響を認めた介入を行うべきか否かについては、なお賛否両論があることが分かった。特許のマイクロデータ分析によって、合併後に共同研究がどの程度発生するか、またそれが研究者の異動や統合後の時間とどのように関係しているかなど、合併のシナジー効果などについて、具体的な検証を行うことが可能であることが分かった。

イノベーション競争(研究開発競争)に対する独禁政策の今後の検討への含意を述べると、日本においても、研究開発及びその知的財産保護の水準が高まり、ネットワーク外部性が重要な産業が拡大する中、独禁政策上これに着目していく必要性も今後高くなると考えられる。研究開発競争と研究開発パフォーマンスの関係は当該研究開発成果の専有可能性などにも強く依存し、合併効果の分析にはケースの特徴を良く把握した構造的な分析が必要である。特許情報を活用した分析を含めて、イノベーション競争の実態の研究の蓄積が今後行われていくことが重要である。本研究では水平合併に焦点を当てたが、垂直合併、共同研究開発や独占化においてもイノベーション競争の保護は重要な問題であり、こうした分野への研究の拡張も重要な課題であろう。